## 【チェックリスト】市が解体・撤去する場合の申請書類一覧

※予約に関することは、熱海市環境センター(0557-82-1153)までお問い合わせください。

※この手続きのために市民生活課の窓口で諸証明を申請する際、手数料が減免となる場合がありますので、減免を希望される方は、必ず環境センターまでお問い合わせください。※減免の対象となる諸証明は熱海市に登録があるものに限ります。

	必ず提	出する書類	チェック欄
	1	申請書【実印押印】(第1号様式)	
	2	申請者又は申請代理人の身分証の写し 公的機関が発行した顔写真付き証明書 (免許証、パスポート等)の場合:1種類 公的機関が発行した顔写真なし証明書 (健康保険証、介護保険証等)の場合:2種類	
	3	り災証明書・被災証明書の写し	
	4	申請者(家屋所有者)の印鑑登録証明書【原本・発行後3箇月以内】 ※市民生活課(熱海市に住民登録のある場合)で取得できます。 ※印鑑登録をしていない場合は、登録手数料がかかります。	
	_	登記事項(家屋)全部事項証明書【原本・発行後3箇月以内】 ※法務局熱海出張所で取得できます。	
	5	未登記の場合→固定資産税評価証明書【原本・発行後3箇月以内】 ※税務課で取得できます。	
	6	配置図(第2号様式)	
	7	撤去対象物の現況写真【撤去物の全景が移ったもの】【対象物が特定できるもの】	
<b>=</b> :	場合に	よって提出する書類	チェック欄
		●家屋等の所有者とり災証明書・被災証明書の世帯主が異なる場合	
	8	家屋等の所有者とり災証明書等の世帯主の戸籍謄本及び戸籍の附票【原本・発行後3箇月以内】 ※家屋所有者と世帯主が同じ戸籍に記載されている場合は、1通だけ提出してください。 ※市民生活課(熱海市に本籍がある場合)で取得できます。	
	_	●代理人が申請する場合	
	9	委任状【実印押印】(第3号様式)	
	10	委任者(家屋所有者)の印鑑登録証明書【原本・発行後3箇月以内】 ※市民生活課(熱海市に住民登録のある場合)で取得できます。 ※印鑑登録をしていない場合は、登録手数料がかかります。	

<b>=</b> ;	場合に	よって提出する書類	チェック欄
		●共有者がいる場合	
	11	共有者の同意書【実印押印】(第4号様式)	
	12	共有者の印鑑登録証明書【原本・発行後3箇月以内】 ※市民生活課市民室(熱海市に住民登録がある場合)で取得できます。	
		●法人格を持つ中小企業者及び公益法人等の代表者が申請手続きを行う場合	
	13	商業·法人登記簿謄本【原本·発行後3箇月以内】	
		●賃貸物件の所有者が申請手続きを行う場合	
	14	賃借人全員の撤去対象物の解体及び撤去に係る同意書(第5号様式)	
	•	●所有権が差し押さえられている被災家屋等の所有者が申請手続きを行う場合	
	15	差し押さえている債権者全員の撤去対象物の解体及び撤去に係る同意書 (第5 号様式)	
	16	関係権利者の印鑑証明書【原本・発行後3箇月以内】 ※市民生活課(熱海市に住民登録がある場合)で取得できます。 ※関係権利者が法人の場合は、法務局で取得してください。	
		●相続登記が未完了な場合	
	17	<遺産分割協議が成立している場合> 遺産分割協議書の写し 相続人全員分の印鑑登録証明書【原本・発行後3箇月以内】 所有者が死亡していることが分かる書類(除籍謄本、戸籍謄本、死亡検案書等) 【原本】 相続人全員分の戸籍謄本【原本・発行後3箇月以内】	
	18	<遺産分割協議、遺言のいずれもない場合> 相続人の同意書【実印押印】(第5号様式) 相続人全員の印鑑登録証明書【原本・発行後3箇月以内】 所有者が死亡していることが分かる書類(除籍謄本、戸籍謄本、死亡検案書等) 【原本】 相続人全員分の戸籍謄本等【原本】	
	19	<公正証書遺言がある場合> 公正証書遺言書の写し 所有者が死亡していることが分かる書類(除籍謄本、戸籍謄本、死亡検案書等) 【原本】 相続人全員分の戸籍謄本【原本】	
		●所有者が死亡し、家庭裁判所で遺産分割調停が成立した場合	
	20	遺産分割調停調書(正本又は謄本)	
		●所有者が死亡し、家庭裁判所で遺産分割審判が確定した場合	
	21	遺産分割審判書(正本又は謄本)及び確定証明書	
		●その他	

## 市が解体・撤去する場合

	22	その他必要な書類	